

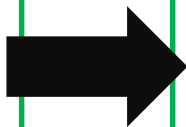


Startup VISA

“スタートアップビザ”を利用すれば、在留資格（経営・管理）の申請時の要件が緩和されます。これにより、外国人が日本で起業することが容易となります。

従来の在留資格 申請時の要件

事務所の開設
+
常勤職員を2名以上雇用
or
資本金の額又は出資の総額500万円以上など



スタートアップビザ

左記の要件を半年間で満たす見込みなどを
事業計画等で仙台市が確認

※要件は半年後の在留期間更新までに準備

スタートアップビザを利用すれば、上記のように要件を整えていなくても、半年間の在留資格が認められ、仙台市内での創業活動が可能となります。日本の文化や市場に触れながら創業活動ができるため、日本に適したビジネスを作ることができ、起業リスクの軽減にもつながります。

受付
場所

仙台市経済局産業振興課

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル 9F
※申請に際しては、予め産業振興課へご連絡ください。

受付
時間

9時～17時

※土日祝日・閉庁日除く

問合せ

仙台市経済局産業振興課

Tel.022-214-8278（日本語）
Mail.sendai-startupvisa@city.sendai.jp

スタートアップビザの対象となる事業

- 知識創造型産業：半導体関連、ソフトウェアの開発、コンテンツ制作、ロボット関連 等
- 健康・医療・福祉・教育関連産業：創薬ベンチャー、医療技術開発、再生医療、福祉用機器開発、語学等教育関連事業 等
- 環境・エネルギー、防災関連産業：クリーンエネルギー開発、次世代蓄電技術、防災に関連した製品・サービスの提供 等
- 貿易・観光関連産業：市内産品の海外販路開拓に資する事業、外国人観光客の誘致に関する事業 等

申請の流れ



申請方法

必要書類など、詳しい申請方法は

仙台 スタートアップビザ



起業に関する相談窓口

創業活動を進める中で、事業について何かお困りのことがございましたら、仙台市起業支援センター“アシ☆スタ”へご相談いただけます。

事前の予約が必要となりますので、相談の際は仙台市産業振興課へお電話ください。



アシ☆スタ